

2013年9月26日

鳥取市議会議長
湯口史章様

市庁舎整備に関する請願不採択に対する抗議

市庁舎新築移転を問う市民の会
会長代行 八村輝夫

私たち「市庁舎新築移転を問う市民の会」が市議会に提出していた「鳥取市庁舎整備に関する請願」は、9月12日の市庁舎整備に関する調査特別委員会において審査された結果、「可否同数であったため、委員長の裁決で不採択」とされ、翌13日、市議会本会議においても、賛成少数で不採択となった。

不採択の理由は、「市庁舎整備は喫緊の課題として取り組まなければならない問題であり、基本方針案に基づくあらゆる作業を中止する理由にはならないため」とされている。

しかし、市庁舎整備が「喫緊の課題」であるとしても、整備には様々な方法があるのであり、市の基本方針案に基づく整備方法が唯一の前提であるかのような捉え方はどうも納得できるものではない。また、何よりこの不採択理由は、次の二つの点について、私たちの請願の趣旨をきちんと受け止めていないものと言わざるを得ない。

第一は、「基本方針案は市議会の審議経過を十分反映せず…」(請願趣旨)という点についてである。

住民投票の結果、投票者の6割、約4万7千人の支持によって耐震改修案が選ばれ、市長も議会もそれを受け入れることを表明し、鳥取市庁舎の耐震改修等に関する調査特別委員会で検討が進められ、その最終報告で「住民投票の結果を尊重し、市民の声を取り入れて調査研究を続ける必要がある」とされた。この経緯を踏まえるならば、「住民投票の結果」一すなわち耐震改修を選んだ民意一を尊重する方向で、市民の意見を聞きながら検討が進められなければならないものとする。

また、調査特別委員会は、住民投票の無効化と白紙撤回を求める2つの陳情に対し、2013年3月13日、「住民投票自体、及びその内容について瑕疵はなく、有効である」として全会一致で不採択としている。

こうした点からも、住民投票を無効とし白紙に戻す姿勢が明確に打ち出され、事実上の新築移転案に他ならない「基本方針案」に基づくあらゆる作業は中止するよう市長に要請することこそ、執行部の方針のチェックをすべき議会として当然取るべき態度であるとする。

第二は、「市民合意を得られる努力を」(請願趣旨)という点についてである。

「基本方針案は執行部が市民の意見も取り入れながら出されてきたもの」という委員の意見もあったが、住民投票後1年以上にわたって市執行部は一度も

市民の声を聞こうとしなかった。「市民の会」が、2月から改めて耐震改修早期実現の要請署名活動を行い、5月下旬にその署名約2万6千筆を市長に直接受け取ってほしいと申し入れたにもかかわらず、市長がこれを拒否したのは、その端的な一例である。

ようやく本年7月に行われた市民説明・意見交換会もわずか市内5カ所、582人を対象にした実質1時間程度の意見交換であり、発言時間も1人1回3分に制限された極めて不十分なものであり、これで市民の意見を取り入れたなどと言えるものでは決してない。すなわち、「基本方針案」は「市民合意を得られる」ものになってはいないのである。

また、専門家委員会が行った市民意識調査結果に言及する委員の発言もあったが、この意識調査は、住民投票の二者択一の選択肢に対し、「現所在地新築」「もう一度よく検討すべき」などの選択肢を加えて耐震改修支持層が分散するように作られたものであった。それでも「耐震改修」が31%と「新築移転」の30%を超えているのであり、これにより「民意は確実に変わってきている」として、新築移転を正当化できるものでは決してないのである。

市議会が請願の趣旨を十分に踏まえないままに「不採択」としたことに対し、私たちは4万7千人の市民の声を代表して強く抗議するものである。

いま求められているのは、あくまで住民投票の結果を尊重し、十分に市民の意見を汲み上げながら、耐震改修案の具体化を進めることである。「市民の会」はそのような姿勢に立って今後も取り組みを継続する決意である。

以 上